

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号: ★APPLICで記載

※赤字部分は、V3.2からV3.3の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2018
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.3
 ・プラットフォーム通信標準仕様V3.2

(2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日):

(b) 申請区分(新規、修正、破棄):

(c) 申請者

団体名:
 団体のURL:
 APPLIC会員番号:

★識別キー項目1
 (識別キー項目4つで
 ユニークになるように
 申請者が指定する)

(d) 製品情報

代表製品名:
 製品説明のURL:
 複数製品で構成する場合追記:
 複数製品で構成する場合追記:
 複数製品で構成する場合追記:

★識別キー項目2

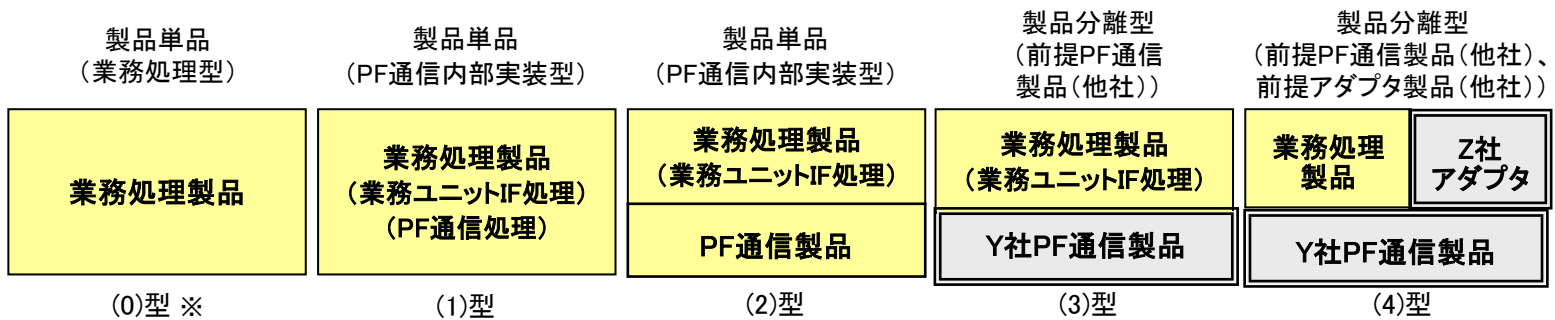
製品識別情報(バージョン等):

★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日):

対応OS:

製品の形態((0)型から(4)型):



※(0)型を選択できるのは、「4.選挙人名簿管理」「19.健康管理」「20.就学」「21.戸籍」「51.庶務事務」に対応する製品です。

前提となるPF通信製品

前提PF通信製品名:
 前提PF通信製品名:
 前提のアダプタ製品名:

※1
 ※1
 ※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。

※2 (4)型の場合、自治体業務アプリケーションユニットのサービスインターフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

(e) 製品のクラウドでの提供について

提供の有無:

参考となる情報(オプション):

対応可能なネットワーク

LGWAN:
 専用線(閉域網):
 インターネット:

(3) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象自治体業務アプリケーションユニットの申請リスト ★識別キー項目4
 今回の準拠登録申請の対象自治体業務アプリケーションユニット1つのみに○をつける↓

番号	自治体業務 アプリケーションユニット名	地域情報PF準拠登録申請対象
1	住民基本台帳	
2	印鑑登録	
欠番	外国人登録	
4	選挙人名簿管理	
5	固定資産税	
6	個人住民税	
7	法人住民税	
8	軽自動車税	
9	収滞納管理	
10	国民健康保険	
11	国民年金	
12	障害者福祉	
13	後期高齢者医療	
14	介護保険	
15	児童手当	○
16	生活保護	
17	乳幼児医療	
18	ひとり親医療	
19	健康管理	
20	就学	
21	戸籍	
欠番	子ども手当	
23	児童扶養手当	
30	住登外管理	
50	財務会計	
51	庶務事務	
52	人事給与	
53	文書管理	

備考欄(前提条件や制限事項)

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号:

K000511-0021

★APPLICで記載

※ 赤字部分は、V3.2からV3.3の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2018

・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.3

・プラットフォーム通信標準仕様V3.2

(2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名:

行政システム株式会社

★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名:

Probono-Acro住民情報

★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等):

Probono-Acro

★識別キー項目3

(3) 地域情報プラットフォーム準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎:対応、○:制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり)↓

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC確認欄
15	児童手当	対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。(児童福祉の一部) (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の【業務1-4,7,8,9(15児童手当)業務1-13】を参照)		◎	○
15-1	児童手当ユニットが提供する機能を持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、業務標準仕様の機能一覧の最下位レベルで定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照)	必須	◎	
15-2	児童手当ユニットのデータ項目を持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側自治体業務アプリケーションユニットに対し、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインタフェース仕様(ユニット)、【業務1-8】のデータ一覧を参照)	必須	◎	
15-3	児童手当ユニットのインタフェースを持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、標準仕様のインタフェース一覧で規定されている、自治体業務アプリケーションユニットのSOAPのサービス呼び出しの応答インタフェースを持つこと。 インタフェース番号15-1: 識別番号⇒児童手当情報 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-9】のインタフェース一覧を参照) なお、上記インタフェースについて、標準仕様のWSDL定義に従うこと。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-11】のWSDL定義を参照)	必須	◎	
15-4	コード辞書に対応	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側の自治体業務アプリケーションユニットとのデータ連携時(SOAP)に、標準仕様のコード辞書に定義された値に変換できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-13】のコード辞書を参照)	必須	◎	
15-5	PF通信機能を持つ	①自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと。	必須	◎	
		②自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダの処理ができること。	必須	◎	
		③自治体業務アプリケーションユニットは、PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」のPF通信を行えること。	必須	◎	

備考欄(前提条件や制限事項)